

都立日比谷公園旧公園資料館等保存・活用事業

審査結果及び講評

令和5年10月

都立日比谷公園旧公園資料館等保存・活用事業
事業者審査委員会

1 審査委員会設置目的及び所掌事項

都立日比谷公園旧公園資料館等保存・活用事業事業者審査委員会（以下、「本委員会」という。）は、都立日比谷公園旧公園資料館等保存・活用事業（以下、「本事業」という。）の事業者を審査することを目的として設置された委員会である。

本委員会は、本事業事業者募集要項（以下、「募集要項」という。）に基づき実施する一次審査の結果、選出された二次審査対象者の審査に関する事項を所掌する。

2 事業者の公募

(1) 公募手続き

公募手続きは以下のとおり進められた。

事 項	日 程
募集要項の HP 掲載	令和 5 年 5 月 9 日 (火曜日)
現地説明会の受付	令和 5 年 5 月 9 日 (火曜日) から同年 5 月 18 日 (木曜日) まで
現地説明会	令和 5 年 5 月 22 日 (月曜日)
応募登録及び質問の受付	令和 5 年 5 月 22 日 (月曜日) 現地説明会終了後から同年 6 月 5 日 (月曜日) まで
質問への回答	令和 5 年 6 月 22 日 (木曜日)
応募書類等の受付	令和 5 年 7 月 7 日 (金曜日) から同年 7 月 13 日 (木曜日) 17 時まで
一次審査結果通知	令和 5 年 8 月 4 日 (金曜日)

(2) 応募者

令和 5 年 6 月 5 日までに、1 者から応募登録があり、応募書類等の受付後の同年 8 月 4 日に、事務局から応募者に対し一次審査通過について通知された。

3 二次審査の実施

(1) 本委員会の開催

令和 5 年 9 月 20 日 (水) 10 時から、東京都都庁第二本庁舎 10F・205 会議室において本委員会を開催した。

(2) 審査方法

募集要項第 5 の規定に基づき、提案内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答の後、審査を行った。具体的には、募集要項第 5 の 2 審査基準

に基づき、①基本方針、②文化財の修復・維持管理、③歴史・文化の普及・啓発、④魅力ある施設運営)、⑤実施体制の評価項目について、審査を行った。

(3) 審査結果

各委員の採点の総合計を算出した結果、一定の基準を満たしていることから、応募者を事業候補者として決定した。

なお、本委員会の意見(留意事項)を本事業に前向きに反映するよう東京都に求めることとした。

評価項目	主な評価の視点	配点	採点結果
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体のコンセプトが、都の示す事業の目的に合致しているか。 全体の整合が取れた相乗効果の高い計画となっているか。 	40	27
文化財の修復・維持管理	(事業者の文化財実務経験) <ul style="list-style-type: none"> 事業者が、本事業以外に文化財その他これに類する施設における事業運営経験があるか。 	40	28
	(文化財実務経験者との連携) <ul style="list-style-type: none"> 修復工事、内部造作工事の施工に当たり、文化財の意義及び修復工事の趣旨を理解し、文化財実務経験者から適宜、助言を受けるための具体的な提案があるか。 運営中の施設の維持管理に当たり、文化財実務経験者から適宜、助言を受けるための体制について具体的な提案があるか。 	60	39
歴史・文化の普及・啓発	(歴史・文化の普及・啓発) <ul style="list-style-type: none"> 旧公園資料館を中心とした事業対象エリアにおいて、日比谷公園や旧公園資料館の歴史・文化を紹介するため、展示等の情報発信に関する具体的、現実的な提案がみられるか。 	40	20
	(旧公園資料館の利用促進) <ul style="list-style-type: none"> 旧公園資料館は歴史・文化の普及・啓発を行うため、公園利用者に対し、開かれた施設となっているか。 旧公園資料館へ気軽に立ち寄れるための工夫について具体的な提案がみられるか。 	60	45
魅力ある施設運営	<ul style="list-style-type: none"> 管理許可エリアは旧公園資料館の文化的価値を活かし、かつ公園施設にふさわしい用途として使用する提案となっているか。 公園の特性や利用者ニーズを踏まえ、魅力ある業種・業態か。 公園利用者のサービスに適した営業日・時間・価格帯等になっているか。 日比谷公園の現状を踏まえ、多様な魅力を提供する施設となっているか。 維持管理エリアは利用者が快適に過ごせる広場空間として確保されているか。 	80	52
実施体制	(事業全体の運営計画) <ul style="list-style-type: none"> 事業に必要な知識及び経験を有しているか。 人員の適切な配置など、提案内容の実現可能性が高く、安定的・継続的な事業実施が可能な体制か。 	40	28
	(事業の収支計画) <ul style="list-style-type: none"> 財務状況等から、事業計画、収支計画が妥当か。 持続的に事業実施可能な経営状況か。 	40	20
合計		400	259

4 講評

本事業の目的は、公募により選定された民間事業者が、都立日比谷公園旧公園資料館等の修復工事を行い、その後適切に保存することとともに、都指定有形文化財である「旧公園資料館」を中心とするエリアにおいて、歴史的価値を活かした運営・管理を行うことである。

本委員会は、事業候補者を決定するに当たり、公平性及び透明性に配慮し、審査基準に基づき審査を実施した。

応募者からの提案は、民間のノウハウを活かした内容となっており、本委員会において評価した点は以下のとおりである。

- ・ 文化財の「公開」と「活用」という課題に真摯に向き合い、活用事業を組み合わせることにより、相乗効果を生み出そうとする提案は評価できる
- ・ 3つの活用事業により利用の幅を広げ、多くの人々が文化財と触れ合える機会を積極的につくり上げようとする姿勢は高く評価できる。
- ・ 飲食や休憩の場を提供するカフェ事業など、公園利用者のニーズを踏まえた提案は評価できる。
- ・ 提案事業に関する一定の事業実績及びノウハウを有している点は評価できる。

なお、本事業をより良いものとするため、今後、東京都と十分な協議を行い、以下の事項に留意して事業を実施されたい。

- ・ 文化財の活用が進むと負荷を高めることになるため、修繕を前提とした点検管理に加え、例えば養生など負荷を予測した予防策を再検討されたい。
- ・ 情報発信について、具体性に欠けるため、当該文化財の特徴や多様な価値を積極的に見出し、活用を通して日比谷公園等の理解と魅力向上につなげるようコンテンツや発信手法等を再検討されたい。
- ・ 維持管理エリアは、誰もが快適に過ごせる公園の広場空間とし、仮設工作物を設けるなどの場合には、公園の景観や建物の色彩等に調和させるよう十分に配慮されたい。

最後に、限られた時間の中で提案をまとめた応募者の熱意及び姿勢に敬意を表したい。

都立日比谷公園旧公園資料館等保存・活用事業事業者審査委員会

委員長 山崎 鯛介 (東京工業大学博物館教授)

坂井 文 (東京都市大学都市生活学部教授)

下間 久美子 (國學院大學観光まちづくり学部教授)

茶田 佳世子 (公認会計士 アクセンチュア株式会社)